

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社、磐栄運送株式会社「（仮称）大滝山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年7月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、（仮称）大滝山風力発電事業環境影響評価方法書について、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社、磐栄運送株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県郡山市及び猪苗代町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大150,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 7月24日
環境大臣意見受理	平成29年 10月13日
経済産業大臣意見発出	平成29年 10月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 1月29日
住民意見の概要等受理	平成30年 4月23日
福島県知事意見受理	平成30年 6月21日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 7月27日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内

電話03-3501-1742（直通）

J R東日本エネルギー開発株式会社、磐栄運送株式会社「(仮称) 大滝山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域及びその周辺には、緑の回廊、水鳥の飛来地として重要な猪苗代湖、自然環境保全地域等が存在し、希少性の高い動植物の生息も予想されることから、猪苗代湖との関係性も考慮したうえで、調査地点を設定し適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 緑の回廊及び水源かん養保安林等については、本事業の実施により、それらの機能の発揮が損なわれることが懸念されることから、必要な調査、予測及び評価を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)